

寒河江市障害者相談支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づいて、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）、障害者等の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うとともに、その機能を充実強化することにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(実施主体)

第2条 相談支援事業（以下「事業」という。）の実施主体は、寒河江市とする。ただし、市長は、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人等の団体に委託することができる。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般的相談支援事業
 - (2) 相談支援機能強化事業
 - (3) その他必要と認める事業
- 2 一般的相談支援事業としては、次に掲げる業務を実施するものとする。
- (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
 - (2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
 - (3) 社会生活力を高めるための支援
 - (4) ピアカウンセリング
 - (5) 権利の擁護のために必要な援助
 - (6) 専門機関の紹介
 - (7) 地域自立支援協議会の運営等
- 3 相談支援機能強化事業としては、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門職員を配置することにより、次に掲げる業務を実施するものとする。
- (1) 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応
 - (2) 地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等

(職員配置)

第4条 この事業におけるサービスを提供する事業者は、常勤の専門職員を1名以上配置しなければならない。

(利用対象者)

第5条 事業の利用対象者は、市内に居住地を有する在宅の障害者等及び保護者等とする。

(費用の負担)

第6条 事業に要する費用の負担は、無料とする。

(個人情報保護)

第7条 事業に携わる者は、その事業に関して知り得た利用者の秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。